七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定に係る地方法人特別税の額が、当該中間申告納付額に満たないとき、又はないときであって、当該中間申告納付額と併せて新法第七十二条の二十六の規定により納付された法人の事業税の全部又は一部に相当する金額を還付するときは、新暫定措置法第十三条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該都道府県の法人の事業税に係る還付金又は過誤納金の還付の例により、当該満たない金額に相当する中間申告納付額又は当該中間申告納付額の全額を還付するものとする。

4　新暫定措置法第十三条第三項及び第十四条の規定の適用については、前項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付は、新暫定措置法第十三条第一項又は第二項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）の還付とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第二十二条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「政令で定めるもの」を「政令で定めるものの合計額」に改める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち地方税法第七十一条の二十九の改正規定中「第八条の三第四項第二号」に」の下に「又は同法」を「、同法」に改め、「国外株式の配当等」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第一項第二号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」を加え」を加える。

第二条中地方税法附則第四十一条の改正規定を次のように改める。

附則第四十一条第一項中「第六項まで」を「第五項まで」に改め、同条第二項中「第五項及び第八項」を「第四項及び第七項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「（移行一般社団法人等」を「（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記をしたもの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第四十一条第九項」を「附則第四十一条第八項」に改め、同項を同条第九項とする。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第九号中「平成四年度から平成二十四年度まで」を「平成五年度から平成二十五年度まで」に改め、同項第十号中「平成四年度及び」を削り、同項第十一号中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十六号中「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」を「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」に、「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に、「東日本大震災全国緊急防災施策等に」を「東日本大震災全国緊急防災施策等に」に改め、同条第三項の表第四十号(1)中「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に、「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に改め、同号(2)中「及び平成二十四年度」を「から平成二十五年度までの各年度」に改め、同表第四十二号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同表第四十四号中「平成四年度」を「平成五年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同表第四十五号中「平成四年度及び」を削り、同表第四十六号中「平成四年度から」を「平成五年度から」に改め、同表第四十七号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同表第四十八号(1)中「以下」の下に「この号において」を加え、同表第五十号中「平成二十四年度まで」を「平成二十五年度まで」に、「地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度及び平成二十四年度」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度」に改め、同表第五十一号を次のように改める。

五十一	平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	(1)　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する防災及び減災のための施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額 (2)　全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（(1)に掲げるものを除く。）	千円